

■ 就学援助の認定要件を満たすための所得基準額算定方法

就学援助を受けるためには、生計を一にする世帯全員の所得金額の合計額が、下記により算定される所得基準額以下であることが必要です。

(1) 生活扶助

第1類(基準生活費) (月額) 第2類 (月額) (月額)

年齢別 (年度末時点)	第1類(基準生活費)		第2類			第2類			冬季加算	
	基準額①	基準額②	世帯人員	基準額①	基準額②	世帯人員	逓減率①	逓減率②	世帯人員	冬季加算
0-2歳	18,600円	40,620円	1人	38,660円	27,300円	1人	1.0000	1.0000	1人	2,580円
3-5	23,450	40,620	2人	42,790	40,090	2人	1.0000	0.8548	2人	3,660
6-11	30,320	41,550	3人	47,440	44,480	3人	1.0000	0.7151	3人	4,160
12-17	37,460	43,460	4人	49,090	46,390	4人	0.9500	0.6010	4人	4,490
18-19	37,460	43,160	5人	49,510	46,420	5人	0.9000	0.5683	5人	4,620
20-40	35,840	43,160	6人	49,920	53,130	6人	0.9000	0.5383	6人	4,910
41-59	33,990	43,160	7人	50,330	55,940	7人	0.9000	0.5087	7人	5,120
60-64	32,140	43,160	8人	50,740	58,500	8人	0.9000	0.4844	8人	5,280
65-69	32,140	41,260								
70-74	29,120	41,260								
75歳以上	29,120	37,250								

経過的加算額

年齢別 (年度末時点)	世帯人員別						
	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
0-2歳	0円	0円	0円	3,500円	2,540円	1,930円	1,860円
3-5	0	0	470	1,710	1,130	590	510
6-11	0	0	0	0	0	0	0
12-17	0	0	0	0	0	0	0
18-19	0	0	0	0	0	0	0
20-40	0	0	0	0	0	0	0
41-59	480	0	0	0	0	0	0
60-64	1,080	1,170	780	230	0	0	0
65-69	1,420	1,170	780	230	0	0	0
70-74	0	400	100	0	0	0	0
75歳以上	560	410	100	0	0	0	0

(2) 教育扶助

(月額)

	基準額等	給食費
小学校	3,430円	3,840円
中学校	5,750円	4,460円

(年額)

	学習支援費
小学校	15,700円
中学校	58,700

(3) 住宅扶助

(月額)

世帯人員	限度額
1人	35,400円
2人	42,000
3人	46,000
4人	46,000
5人	46,000
6人	50,000
7人	55,000
8人	55,000

【例】

母親（40歳）、中学生（13歳）、小学生（7歳）で家賃49,000円のアパート暮らしで、世帯全員の所得金額の合計額が2,000,000円の場合

生活保護基準額(月額)

1 生活扶助額

$$A : (35,840 + 37,460 + 30,320) \times 1.0000 + 47,440 = 151,060$$

各世帯員の第1類の基準額①の合計額×逓減率①+第2類の基準額①

$$B : (43,160 + 43,460 + 41,550) \times 0.7151 + 44,480 = 136,134.367$$

各世帯員の第1類の基準額②の合計額×逓減率②+第2類の基準額②

$$\text{生活扶助額} = B + \text{経過的加算額}$$

※Bの額がAに0.855乗じた額より少ない場合には、Aに0.855を乗じた額とする。

$$129,156.3 (A \times 0.855) < 136,134.367 (B) \Rightarrow B \text{ を使用}$$

$$\Rightarrow 136,134.367 \times 12 = 1,633,612,404 \div \underline{1,633,620 \text{ 円/年}}$$

※算定された生活扶助額に10円未満の端数が生じた場合には、これを10円に切り上げるものとする。計算過程では端数処理はしない。

冬季加算 4,160 円/月 (11月から3月の5か月分を加算)

2 教育扶助額 (基準額等)	3,430 + 5,750	=	<u>9,180 円/月</u>
3 教育扶助額 (給食費)	3,840 + 4,460	=	<u>8,300 円/月</u>
4 学習支援費	15,700 + 58,700	=	<u>74,400 円/年</u>
5 住宅扶助額			<u>46,000 円/月</u> (限度額)

<所得基準額(年額)>

$$1,633,620 \times 4,160 \times 5 \text{ 月} + 9,180 \times 12 \text{ 月} + 8,300 \times 11 \text{ 月} + 74,400 + 46,000 \times 12 \text{ 月} = 2,482,280 \text{ 円}$$

<世帯全員の所得金額の合計額>

世帯全員の市県民税課税証明書の【令和元年中の合計所得金額】の合計額=2,000,000円

●判定

2,000,000円 ≤ 2,481,560円 「世帯全員の所得金額の合計額が日立市が定める所得基準額以下である。」と判断

